

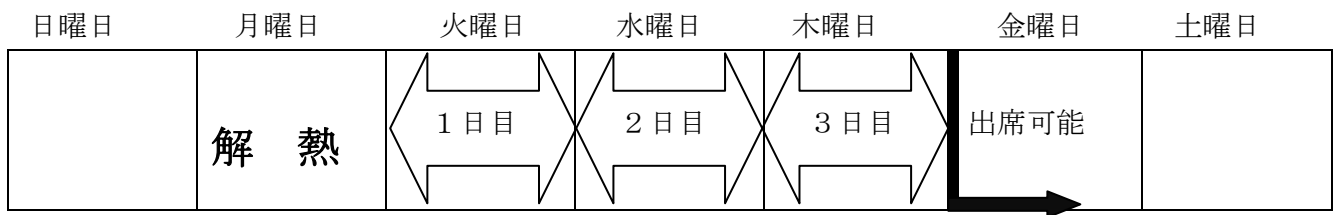
出席停止の日数の数え方について

(厚生労働省 2012年改訂版 保育所における感染症対策ガイドラインより)

日数の数え方は、その現象が見られた日は算定せず、その翌日を第1日とします。

「解熱した後3日を経過するまで」の場合、例えば、解熱を確認した日が月曜日であった場合にはその日は日数に数えず、火曜日(1日)・水曜日(2日)・木曜日(3日)の3日間を休み、金曜日から登園許可ということになります(図)。

図 「出席停止期間：解熱したあと3日を経過するまで」の考え方



また、インフルエンザにおいて「発症した後5日」の場合の「発症」とは「発熱」の症状が現れたことを指します。日数を数える際は、発症した日(発熱が始まった日)は含まず、翌日を第1日と数えます。

